

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 5 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530086

研究課題名(和文) ABLにおける債務者の目的財産の処分権能と担保権の効力の相克に関する研究

研究課題名(英文) Over the relationship between the effect of globally-securities and the sale by debt or in ABL

研究代表者

池田 雅則 (IKEDA, Masanori)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・教授

研究者番号：20261266

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円、(間接経費) 570,000円

研究成果の概要(和文)： ABLにおける流動財産担保の効力の帰趨について、とりわけドイツ法を比較法の対象としたことによって、ドイツ法の下においては、譲渡担保設定者の経営が順調に推移している局面においては、流動財産担保の法的構成から演繹的にその効力を定めつつも、処分権限の授与によって柔軟に流動性を確保しているのに対して、設定者の経営状態が悪化し、倒産局面に入った場合には倒産管財人による譲渡担保権の実行を経て単に優先的な弁済を受けることができるにすぎないという形にいわば担保権の法的性格付けに変更が加えられていることが明らかになった。この成果は、わが国のABLにおける流動財産担保の効力について大きな示唆を与えるものである。

研究成果の概要(英文)： In the bottom of the German method about the tendency of the effect of the flow property security in ABL, by having especially set the German method as the object of the comparison method, In the aspect of affairs where a mortgage settlor's management is changing favorably, As opposed to having secured mobility flexibly by conferment of disposal authority, although the effect is deductively defined from the legal composition of flow property security, When a settlor's financial health got worse and it went into a bankruptcy phase, it became clear that change is added to the form where only preferential liquidation can only be received through execution of the right of a mortgage by a bankruptcy trustee, so to speak at legal characterization of lien. This result gives the big suggestion about the effect of the flow property security in ABL of our country.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：集合財産 集合財産担保 集合動産譲渡担保 集合債権譲渡担保 ABL 倒産法 事業再生 流動資産担保

1. 研究開始当初の背景

いわゆるバブル崩壊後の「貸し渋り」現象を踏まえて従来の不動産担保に過度に偏重した融資の姿勢を金融機関が求められる中で、英米とりわけ、アメリカ合衆国における金融手法であるアセット・ベースド・レンディング (ABL) の導入が提言され、とりわけ中小企業向け金融において積極的な導入が図られてきた。しかしながら、ABLにおいて金融機関が取得する担保権自体は、従来から民法学の領域において判例や学説で承認されていた集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保という手法によるしかなく、その効力についても、議論の蓄積は進んでいるものの、明文の規定を持たないためなお不明な部分が多く残されている。現にこの点は、平成22年10月10日に開催された日本私法学会のワークショップにおいても取り上げられ、現在、議論の蓄積が行われつつあるところである。また、ABLの普及・活用を目指して金融機関などが中心となって設立されたABL協会の下にABL法制研究会が設けられ、ABLの持つ法的な問題点の検討が進められているところである。これらの専攻する研究においては、ABLがアメリカ合衆国における金融実務に由来するものであることから、英米法における議論や英米法を比較の対象とした研究が中心である。このような研究手法は、母法国家においてどのような制度が構築されているかを忠実に理解する点において優れた研究手法であることはいままでのない。しかし、わが国の法制度は周知のようにいわゆる大陸法系であり、とりわけ物権と債権とを峻別し、物概念として有体物概念を採用する点において、ドイツ法との近似性がきわめて強い。したがって、単に英米法に由来する制度を忠実にわが国に導入するだけでは、法制度における体系的なコンフリクトを生じることになり、安定的な制度の運用に帰着しないのではないかの恐れがある。

他方で、ドイツ連邦共和国においても、サブプライムショックやそれに引き続くリーマンショックの過程において、従来型の担保・与信方法だけでなく、英米における金融実務であるABLの導入が一部において試みられている(Handelsblatt vom 25.6.2008)。そうであるとする、ドイツ法において英米法由来のABLがどのように受容され、問題点が解決されているのか、あるいは、まったく問題視されていないのかを検討することは、わが国においてABLを幅広く用いる上で、大いに参考になると考えられる。

以上のような客観的な学術的背景に加えて、研究代表者の従来の研究分野ないし研究領域との関わりという個人的な学術的背景も存在する。すなわち、本研究計画における研究代表者は、従来からわが国における担保制度の研究を継続しており、とりわけ集合財産担保の領域において業績を蓄積してきている。とりわけ、集合動産譲渡担保や集合債

権譲渡担保の効力の及ぶ範囲について研究し、流動的な営業資産の担保化については、その資産を担保目的物とすることによって本質的に処分権能を重視する必要があることをすでに指摘してきた(いわゆる処分型集合財産担保類型の析出)。さらに、研究開始当時、秘匿議論されていなかった知的財産を目的とする担保制度についての基礎的な研究も行っており、不動産や連帯保証に過度に依拠した与信手法に対して、代替手段となりうる担保制度の研究を広く行ってきていた。この点において、ABLにおいて用いられる担保の効力を考察することは、従来の研究領域を背景にしてなされるものであるとともに、債務者の倒産時における担保の効力を検討することは、倒産法領域にまでその研究の涼気を広げようとするものであった。

2. 研究の目的

1.において述べたような学術的な背景のもとで、本研究計画は、近年の金融実務において重視されつつあるABLという与信方法において用いられている担保権の効力の帰趨を、債務者の目的物の処分権能のあり方との関連において検討しようとするものである。とりわけ、債務者の経営が順調であるいわゆる平時ではなく、債務者の経営状態が危機に陥った局面やさらに進んで倒産状態に陥った局面を視野に入れて、担保権者(与信者)と債務者、担保目的物をめぐる第三者、さらに債務者の他の債権者などとの利害関係の調整がどのように図りうるのかを検討し、ABLのさらなる活用に資することを目的とする。

そして、本研究計画は、申請者単独の研究計画であるが、選択と集中によって限定的ではあっても十分な深化をもった成果を挙げることができると考えている。すなわち、ABLに関する議論の焦点は、債務者にどの程度の担保目的物に関する処分権能を付与すべきかという点にある。本来は、この点を中心に、関係する利害関係者、すなわち担保権者、目的物の第三取得者、債務者の一般債権者や重複設定されている場合の先順位あるいは後順位の担保権者などとの利害調整を、債務者の経営が順調である場合、その経営が危機時点にある場合、さらにその経営が破綻した場合の三つの局面に分割した上で、それぞれについて検討し、処分権能をどのように理解すべきであるのかを体系的に整理することが必要である。さらに、そのような検討に際しては、ABLが中小企業金融の一環であり、経営学的・金融理論的な基礎を持つものであることから、この点に関する経営学的・金融理論的知見を踏まえる必要があり、さらに、英米法におけるABLに関して広く知られた知見の他に、我が国の法体系への接合を意識すれば、ドイツおよびEU諸国におけるABLの民法上および倒産法上の受容についての知見を獲得することが必要であ

る。

このように、本研究計画においては、社会科学諸分野の知見の利用を当然の前提とするものの、中心的な検討の対象を、債務者の処分権能と担保権の衝突について、とりわけ債務者の危機時や倒産状態においてどのように取り扱われるべきであるのかについての検討に限定することによって、比較的短い期間のうちに、解釈論的整合性を持った結論を得ることができるのではないかと考えに立脚したものである。

また、本研究計画は、従来の研究が英米法に依拠していることから、わが国の法制度との整合性の観点で十分に検討が進んでおらず、ドイツ法を参照して行なう本研究計画による成果には体系的整合性のある解釈論の構築という点で十分意義があると考えられる。この点で、集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保の効力をめぐる議論においてもドイツ法を参照する議論が多く存在し、さらには、ドイツにおいては集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保の普及により倒産法制の改革が課題となったという事実(「破産の破産」現象)があり、この点をも検討することによって、債務者の倒産時においてドイツ的な問題の解決がどのような帰結をもたらすのか、また、1990年から施行されているドイツ倒産法の下で問題はどのように解決されているのかを明らかにすることが可能となり、A B Lのドイツ法の下での受容の可能性を検討することができると考えている。

さらにまた、A B Lに関する現在の議論の焦点は、債務者にどの程度の担保目的物に対する処分権能を付与すべきであるのか、換言すると、どの程度債権者は債務者の経営を拘束することができるのか、担保権としての実効性をどのように考えればよいのかという点にある。このことは、結局、A B Lを単に担保権によって裏付けられた与信方法と考えるのではなく、債務者との間での財務制限条項などをも含んだファイナンス・ストラクチャーとして一体的に理解する必要を示唆しているものと考えられる。この点をも考慮した担保法の研究はドイツ法を参照しては為されておらず、この点の検討はきわめて独創的なものとなると考えられる。

さらに、A B Lという手法自体が一種のファイナンス・ストラクチャーとしてとらえられるとするならば、そこにおいて用いられている担保権は実際に行使されることを前提としたもので、最大限担保目的物の価値を把握しなければならぬものとして理解され、解釈論的に立論されるべきであるかについては疑問の余地がきわめて大きいものと考えられる。本研究計画の遂行によって、このような方向での解釈論的な帰結を獲得することが予想され、そうであるとすれば、従来の日本の担保法学において理解されていた担保権とは異なった担保権像を提示することになるものと予想される。

3. 研究の方法

本研究計画は、A B Lにおける債務者の目的物の処分権能と担保権の効力の衝突を債務者の危機時および倒産状態においてどのように調整すべきであるのかを明らかにすることを目的とする。この目的を達成するために、第一に、経営学・金融理論的な知見を踏まえて、債務者の危機時ないし倒産状態でのA B Lにおいて何が重要であるのかを確認し、第二に、わが国の担保法に強い影響を与えたドイツ法における集合動産担保および集合債権担保が債務者の危機時ないし倒産状態においてどのように取り扱われていたのかを検討し、最後に、得られた知見を踏まえて、A B Lにおける債務者の目的物処分権能と担保権の効力について、体系的整合的な解釈論の提示を図る。具体的には、判例・文献研究のほか、実務家へのインタビューや実務家によるレクチャー、さらに現地調査などを通して、より精密にA B Lに関する認識を獲得するという方法も併用する。

具体的には、以下の方法によって研究を実施した。以下、研究実施年次ごとに記述する。

(1)平成23年度においては、次の5点にわたって研究を実施した。

A B Lに関する実態と法的問題点の把握を図るために、実務家へのインタビューおよび実務家との研究会やレクチャーを計画していたが、具体的には、A B L協会の下において組織されたA B L法制研究会において、金融実務家からの報告などを受けて質疑を重ねるなどして実態把握に努めた。

平成24年度において実施する海外調査に向けた予備的準備作業として、流動財産担保の効力に関するドイツ法での議論の現状を確認するために、ドイツ法における関連文献を入手し、予備的な知識を獲得するとともに、わが国と比較した上での疑問点の整理を行った。

また、ドイツ倒産法制の下において集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保などのいわゆる流動資産担保がどのように取り扱われているのか、とりわけどのような効力が認められているのかを確認するために、ドイツにおける現行倒産法の立法過程に関する調査を含むドイツ倒産法制に関する文献を入手し、その内容を検討した。

さらに、A B Lは金融実務において用いられている融資手法であり、とりわけわが国においては中小企業向け金融において用いられるものであることから、A B Lを検討するための基盤的な知識を獲得するために、法律学以外の社会科学上の知見の獲得、とりわけ経営学や中小企業金融の領域での文献の入手をはかり、その知識の獲得に努めた。

またさらに、A B Lにおいて用いられている集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保の効力の帰すうについてのわが国における裁判例の分析、学説の整理を行った。とりわ

け、集合動産譲渡担保の対象となっている動産群について生じた天災などの事象によって動産群が滅失ないし損傷した場合に当該動産群を担保提供している債務者が取得する損害保険金を失われた担保にわかる担保対象動産の獲得に利用しない場合の債権者と債務者の利害調整に焦点を当てて検討した。

(2)平成24年度においては、以下の4点にわたる方法で研究を実施した。

昨年度に引き続きA B L協会の下で組織されているA B L法制研究会に参加し、A B Lの実態と法的問題点の把握、とりわけ債務者企業の破綻時におけるA B Lの効力のあり方を中心に、ドイツ法以外の諸外国法(アメリカ法やイギリス法、オーストラリア法、さらにフランス法など)の制度の概要や実務の特徴に関する知見の獲得に努めた。

ドイツにおける海外調査を実施し、わが国においては入手困難な文献資料の収集や現地弁護士との意見交換を実施し、これらによってドイツ法のもとにおけるA B Lの現状についての情報収集に努めた。

昨年度に引き続き、A B Lにおいて用いられる集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保の効力の帰趨に関するわが国の判例学説を整理分析を行うとともに、ドイツにおける集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保に関してドイツ民法典の制定時点に遡って学説判例の整理分析を行い、さらにドイツ民法典の制定時における議論を整理し、またドイツ民事訴訟法やドイツ倒産法におけるこれらの担保の位置づけを検討した。

やはり昨年度に引き続き、A B Lという融資手法を中小企業金融や経営学の観点から、とりわけ金融機関の融資行動という観点からどのように把握されているのかに関する金融論や経営学上の知見の獲得に努め、融資の現場でどのように用いられるべきものであるのかを検討した。

(3)最終年度である平成25年度においては、以下の4点にわたる方法で研究を実施した。

昨年度に引き続き、A B L 疆界のもとで組織されているA B L法制研究会に参加し、A B Lの母国であるアメリカ合衆国をはじめとする諸外国における制度の概要や実務の特徴に関する知見の獲得に努めた。

昨年度に引き続き、ドイツにおける海外調査を実施し、わが国においては入手困難な文献資料の収集や現地の法学研究者との意見交換を通じてドイツ法の下におけるA B Lの現状についての情報収集に努めた。

やはり昨年度に引き続き、A B Lという融資手法を中小企業金融や経営学の観点から理解を深めるべく、知見の獲得に努めた。

近時、わが国において問題となっている設定者による目的物処分が流動財産担保権者との関係でいわゆる詐害的な処分としてその効力が否定されるのではないかとの議論との関係において、ドイツ法においても同

様の判断枠組みを用いているのかどうかについて日独両国の判例および学説を整理検討した。

4. 研究成果

本研究における研究成果としては、次のような点を挙げる事ができる。

まず、ドイツ法との比較法研究によって、ドイツ民法やドイツ倒産法の下において、歴史的に集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保がどのように形成されてきた過程を確認することができ、わが国とは大きく異なる点として、いわゆる物概念としての集合物概念を採用せず、伝統的な有体物概念に依拠したまま包括的な担保取得を可能とする法律構成を工夫していること、その上で実際にどの動産や債権が譲渡担保の対象となったのかについての基準をめぐる議論が詳細に展開されており、わが国に対する議論への示唆を得ることができた。

また、破産法上、伝統的に譲渡担保は別除権として扱われており、その結果、破産制度そのものが配当財産の不足により機能しないという局面を迎えるほど、譲渡担保などが普及しており、現在でも金融実務において用いられていること、もっとも破産法に代わる倒産法の制定によって譲渡担保権者の権利行使が抑制される体制になったことを確認することができた。

さらに、とりわけ集合動産譲渡担保に関わって、担保目的物の処分権限をどのような範囲で認めるのかという点に関して、いわゆる「通常の営業の範囲」という基準が実際にドイツにおいてどのように用いられているのかという点についても確認することができ、この点で詳細な議論のあまりないわが国における基準を検討する上で大きな示唆を得ることができた。

これらの点を踏まえて、A B Lにおいて用いられる流動財産担保の効力に関してドイツ法との比較法研究からは、譲渡担保設定者の経営が順調であるいわゆる平時においては、譲渡担保の法的構成である所有権移転ないし債権譲渡という法的側面の重視と物概念としての有体物概念の堅持を前提に、演繹的に法律構成がなされているにもかかわらず、設定者が倒産局面に入った場合には別除的な満足を倒産管財人による譲渡担保権の実行を経て単に優先的な弁済を受けることができるにすぎないという形にいわば担保権の効力・形態に変更が加えられていることが明らかになった。このような比較法の成果は、一方において譲渡担保の破産局面における別除権的性格に関する議論がなお存在し、他方で倒産・再生局面における譲渡担保権者の権利行使を制限しようとする議論も存在するわが国の解釈論に大きな示唆を与える物ということができる。

また、わが国における集合動産譲渡担保とそれにもとづく物上代位に関する判例や学説の整理によって、目的物所有者の営業を

継続したまま目的物の担保価値を把握し、さらにそれが処分された場合に発生する転売代金債権に対する効力の拡張が認められるべきか否かについて、担保権者による担保把握を容易に承認することは、譲渡担保目的物の売却代金をもってその経営を継続するというこの種の担保の持つ本来的な性質に反するのではないかと結論を得ることができた。

しかし、他方で、譲渡担保権者が別途転売代金債権それ自体を集合債権譲渡担保として把握することまでは禁止し得ないわけであるし、わが国においてABLとして構想されている「事業サイクルそれ自体を把握し担保としての裏付けを確保して行う融資方法」であるABLにあつては、動産以外に債権をも担保化することは当然に想定されており、この点を踏まえるならば、物上代位による効力の拡張を抑制するだけではなく、より積極的な効力の調整、とりわけ集合動産譲渡担保と集合債権譲渡担保の連続的設定・利用に関する検討の必要性が明らかになった。

なお、設定者による目的物処分が流動財産上と担保権者との関係においていわゆる詐害的処分としてその効力が否定されるのかという点については、わが国においては「通常の経営の範囲」の基準によって判断することを念頭に置いた議論がなされているのに対して、ドイツにおいては処分授權との関係において明確に問題とされているわけではないということが確認された。この理由についてはなお調査の必要性がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0件)

〔学会発表〕(計 3件)

池田雅則，ドイツ法における動産譲渡担保の効力について，ABL法制研究会，2013年12月06日，時事通信社(東京都中央区)

池田雅則，ドイツ法における動産・債権譲渡担保の効力について 担保権競合の局面を中心に，民法判例研究会，2012年05月26日，中央大学(東京都新宿区)

池田雅則，ドイツ法における動産・債権譲渡担保の効力について，ABL法制研究会，2012年01月30日，時事通信社(東京都中央区)

〔図書〕(計 1件)

池田雅則，集合動産譲渡担保に基づく物上代位の効力に関する覚書，清水元・橋本恭宏・山田創一編，財産法の新動向，信山社，

2012年，780頁(163-189頁)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池田 雅則 (IKEDA, Masanori)
筑波大学・ビジネスサイエンス系・教授
研究者番号：20261266

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：